

# 保険金お支払いの流れ

弁護士保険（2021）【ミカタ】

本冊子では保険をご利用の際のお手続きについてご案内しております。

## 目次

お客さまの目的に合わせて、保険のご利用方法をご確認ください。

トラブルの解決に向けて  
弁護士等へ法律相談したい！

- ・どこに連絡すればいい？
- ・具体的にどう対処したらいい？

P3 I.相談前のお手続きについて

保険を利用した場合の  
補償内容を確認したい！

- ・保険金はいくら支払われる？
- ・自己負担はある？
- ・保険を利用できない場合は？

P4 II.補償内容について

P5 III.トラブルの種類と補償範囲について

P6~7 IV.不担保期間について

依頼する弁護士等の決定方法  
について確認したい！

- ・弁護士等は紹介できる？
- ・自分で探す方法は？

P8 V.弁護士等の選定について

保険金の請求手続きについて  
確認したい！

- ・必要な手続きや手順は？
- ・保険金はいつ頃支払われる？

P9 VI.法律相談料保険金の流れ

P10 VII.弁護士費用等保険金の流れ

保険を利用するときの  
注意事項を確認したい！

- ・よくある問題は？
- ・保険を利用できない場合は？

P11 VIII.請求手続きに関するご注意点

弁護士等へ予備知識として  
ちょっと、聞いてみたい！

- ・法的な問題かどうか知りたい
- ・一般的にどんな対処法があるの？
- ・法的問題以外で相談できる？

P12 IX.付帯サービスについて

## I. 相談前のお手続きについて

(保険を利用する前に必ずお読みください)

### ◆弁護士等へのご相談をされる場合は、事前に当社へご連絡ください。

- 保険を利用される場合は、事前に当社の承認が必要となります。
- 保険金の支払可否の判断に必要な事項をお伺いいたします。相手方や主張内容等を事前に整理いただいたうえで、ご連絡をお願いいたします。

※当社では法的見解、アドバイスを直接行うことはできません。

- 次のいずれかの方法で、ご連絡ください。

#### ①保険ご利用相談ダイヤル



**0120-783-308** (通話料無料)

受付時間10:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

携帯電話からもご利用いただけます。

・結果の通知には、お時間がかかる場合があります。

#### ②保険ご利用受付フォーム <https://insured.mikata-ins.co.jp/login>



・お客さまマイページ (ご加入者さま専用) より、24時間ご利用いただけます。

・受付した内容を確認し、お電話、またはメールにてご連絡します。

#### ③チャットボット <https://mikata-ins.co.jp/>

・24時間ご利用いただけます。内容を確認しメールにてご連絡します。

・オペレーターとのチャットもご利用いただけます。

受付時間10:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

### ◆必ず「被保険者さま」よりご連絡ください。

- 保険金支払いの可否については、原則、被保険者さま以外にご回答できません。

ただし、被保険者さまがどうしてもご連絡ができない特段の事情 (※) があり、当社がこれを承認した場合は、代理人手続きを行っていただいたご親族さまに限り、保険金をご請求いただけます。

(※) 被保険者さまが傷病・疾病により意思表示ができない、またはこれに準ずる状態等を指します。

多忙等は、特段の事情には該当しませんのでご注意ください。

## Ⅱ.補償内容について

### ◆保険金の支払限度額をご確認ください。

- 年間支払限度額または通算支払限度額に達した場合は、保険契約は終了となり、限度額を超えて発生した弁護士費用等については、被保険者さまのご負担となります。
- その他の限度額に達した場合は、保険契約は有効に継続しますが、限度額を超えて発生した弁護士費用等については、被保険者さまのご負担となります。
- 同一の者を相手方とする原因事故ならびに通算支払限度額は、初年度契約から通算での限度額となります。

### 〈保険金支払限度額〉

条件	種別	弁護士費用等保険金		
		法律相談料保険金	特定偶発事故	一般事件
1事案限度額		22,000円	300万円	着手金・手数料相当額 100万円 報酬金・日当・実費相当額100万円
同一の者を相手方とする原因事故		—	300万円	着手金・手数料相当額 100万円 報酬金・日当・実費相当額100万円
年間支払限度額		10万円	500万円	
通算支払限度額		1,000万円		

※税込金額の表示となります

### ◆保険金支払実績のご確認について

- 保険金のお支払いごとに、当社より被保険者さまのご登録住所に送付する【保険金お支払いのご通知】に保険金支払額等を記載しておりますので、ご確認ください。
- 通算の保険金支払実績については、保険ご利用相談ダイヤル（0120-783-308）へお問合せください。

### Ⅲ.トラブルの種類と補償範囲について

#### ◆特定偶発事故

- 被保険者さまご自身が遭遇した、交通事故などの「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者さま、またはトラブルの相手方の身体の障害または財物の損壊が生じた事故をいいます。
- 財物の欠陥や自然の消耗、自ら受けた医療行為や競技、曲技等での車両使用によって生じた事故等、特定偶発事故に該当しない場合があります。詳細は（普通保険約款第12条）をご確認ください。
- 特定偶発事故の場合でも、弁護士提示額が当社保険金支払金額を超えるとき等、弁護士費用の一部において、被保険者さまにご負担が発生することがございますので、ご注意ください。

#### ◆一般事件

- 特定偶発事故以外のトラブルをいいます。離婚・相続・金銭消費貸借・不動産問題・労働問題など、日常生活で起こり得る一般的なトラブルが、一般事件に該当いたします。
- 一般事件の場合は、特に被保険者さまのご負担が発生しやすくなります。ご加入プランによって、保険金支払額算定時の基準弁護士費用に乗じる（縮めてん補）割合が異なりますので、ご注意ください。

種類 プラン	特定偶発事故	一般事件		
		スタンダード	88プラン	99プラン
法律相談料	実費相当額	実費相当額	実費相当額	実費相当額
着手金	基準弁護士費用 ×100%	基準弁護士費用 ×80%	基準弁護士費用 ×80%	基準弁護士費用 ×90%
手数料	基準弁護士費用 ×100%	基準弁護士費用 ×80%	基準弁護士費用 ×80%	基準弁護士費用 ×90%
報酬金	基準弁護士費用 ×100%	基準弁護士費用 ×50%	基準弁護士費用 ×80%	基準弁護士費用 ×90%
日当	基準弁護士費用 ×100%	基準弁護士費用 ×50%	基準弁護士費用 ×80%	基準弁護士費用 ×90%
実費	基準弁護士費用 ×100%	基準弁護士費用 ×50%	基準弁護士費用 ×80%	基準弁護士費用 ×90%

- 保険金支払額、基準弁護士費用については、（普通保険約款第10条、第11条）をご確認ください。

## IV.不担保期間について

### ◆保険の対象とならない期間をご確認ください。

- トラブルの種類や原因の発生時点により、保険金のお支払い対象とはならない場合があります。  
なお、**特定偶発事故については、待機期間の適用はありません。**
- 待機期間は責任開始日より**3カ月間**、特定原因不担保期間は責任開始日より**1年間**となります。  
※待機期間中・特定原因不担保期間中にトラブルの原因が発生した場合は、保険金のお支払対象とはなりませんので、ご注意ください。
- 保険契約が終了または中断された場合、**不担保期間を引き継ぐことはできません。**  
**再加入時**は、新たに**不担保期間が適用**されますので、ご注意ください。

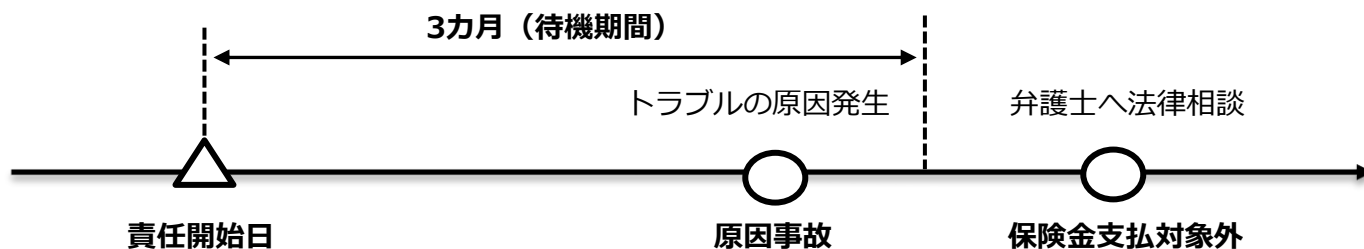
原因の発生時点 \ トラブル種類	特定偶発事故	一般事件
保険ご加入 (責任開始日) より以前	× お支払いできません	× お支払いできません
待機期間中 (責任開始日から <u>3カ月間</u> )	○	× お支払いできません
特定原因不担保期間中 (責任開始日から <u>1年間</u> )	— 該当はありません	× お支払いできません

- 保険加入前にトラブルの原因が発生している場合は、保険金のお支払対象とはなりません。



## ◆待機期間

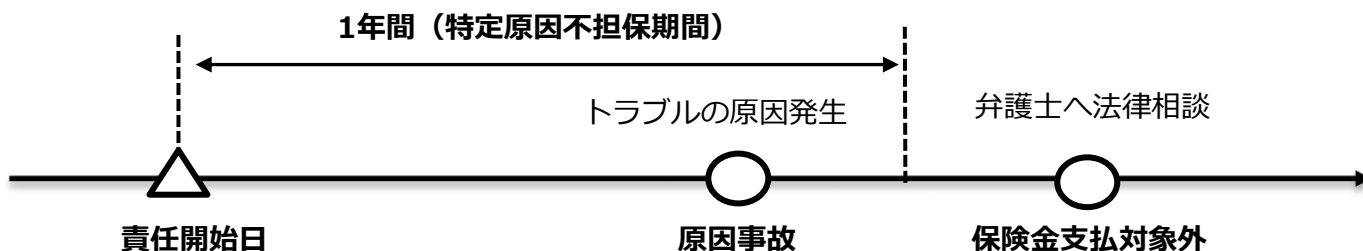
- 待機期間（責任開始日から3ヵ月間）にトラブルの原因が発生している場合は、保険金のお支払対象とはなりません。



## ◆特定原因不担保期間

- 責任開始日から1年間に、下記に該当するトラブルの原因（特定原因）が発生した場合は、保険金のお支払い対象とはなりませんので、ご注意ください。

特定原因	内容	参考例
リスク取引に係る事件	金銭の貸し借り、金融商品または商品先物取引等に係る事件など	返済期限を過ぎても貸したお金が返ってこない。
相続に係る事件	遺産分割等の相続に係る事件	遺産分割の割合について、相続人間で意見の相違がある。
離婚に係る事件	離婚の成否、財産分与、親権、養育費等離婚に付随する事件	離婚するにあたって親権を請求したい。
親族関係に係る事件	離婚以外の親族法上の法律関係に基づく事件	養子縁組を解消したい。



## V. 弁護士等の選定について

### ◆ 被保険者さまにて選定

- 日本弁護士連合会の名簿に登録している全国の弁護士の中から、ご自身でお選びいただけます。弁護士は次の方法でお探しいただくことができますので、ご確認ください。

検索方法		連絡方法	特徴
インターネット	ひまわりサーチ	<a href="https://www.bengoshikai.jp/">https://www.bengoshikai.jp/</a>	日本弁護士連合会主催の検索サイト。地域や取扱分野から選定できます。
	キーワード検索	検索画面にキーワードを入力 例) 離婚 強い 東京 女性	トラブルの種類や地域、被保険者さまのご要望を入力し、ネット上で抽出された弁護士の中から選定できます。
電話	ひまわりお悩み110番	0570-783-110	お近くの弁護士会主催の相談センターへ繋がり、希望の日程で弁護士を選定できます。

### ◆ 弁護士紹介サービスを利用する

- **弁護士紹介サービスのご利用は、法律相談料保険金のお支払い対象となった被保険者さまのみ**となります。  
※事案の内容によっては、ご利用いただけない場合がございます。
- 弁護士紹介は、1事案につき2回までとなります。必ずしも被保険者さまのご意向に沿った回答が得られるとは限らないこと、弁護士が受任に至らない場合があることをご了承ください。  
また、**1事案における法律相談料保険金の限度額22,000円のうち、保険金残高が11,000円以上**ある場合に限ります。
- 弁護士決定から1カ月経過しても、当社および担当弁護士と被保険者さまでご連絡が取れない場合は、一旦キャンセルとなり、ご希望の場合は改めてお手続きが必要となりますのでご注意ください。
- 日本弁護士連合会にて対応可能地域を勘案し、弁護士が選定されます。弁護士法第72条に従い、**当社の関与は、被保険者さまとその地域の情報取次に限定されております。**予めご了承ください。

	被保険者さまにて選定	弁護士紹介サービス
相談実施までの時間	事前に当社へ弁護士情報をご連絡いただいた場合は、当日でも相談が可能となります。	各弁護士会との調整のため、弁護士決定までに1週間～10日程度を要します。
選定時のご要望	直接弁護士等へ確認を行うことにより、ご希望に沿う弁護士をお選びいただくことが可能となります。	ご希望の地域はお選びできますが、 <b>「各種分野に強い弁護士等」のご要望にはお応えできません。</b>
弁護士費用の立替	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひまわりお悩み110番にて決定した弁護士との法律相談の場合は、被保険者さまにて費用をお立替えいただけます。</li> <li>・事前に、当社へ弁護士情報をご連絡いただいた場合は、当社より弁護士にお支払い可能となりますので、お立替えは必要ありません。</li> </ul>	当社より直接弁護士にお支払いが可能となりますので、被保険者さまにて費用のお立替えの必要はありません。

## VI.法律相談料保険金お支払いの流れ

被保険者さま

**ステップ1 事前のご連絡** ※保険ご利用相談ダイヤルまたは保険ご利用受付フォーム  
法律相談料保険金をご請求される場合は、弁護士等へご相談される前に、必ず当社へご連絡ください。

当社

### ステップ2 保険金支払可否を判断いたします

被保険者さまからお伺いした内容をもとに、法律相談料保険金の支払事由に該当するかを当社が判断いたします。結果は、その時点でご案内が可能な場合と、お時間をいただく場合がございます。お時間をいただく場合は、お電話、またはメールにて、被保険者さまへご連絡いたします。

被保険者さま

### ステップ3 ご自身で弁護士等を選定

弁護士等を決定し、相談日をご調整のうえ、当社へお知らせください。その際に、弁護士等名・事務所名をお伺いします。

- 当社から弁護士等へ、保険を利用するにあたっての説明、および保険金請求に必要な書類を手配いたします。
- 書類をご案内させていただく関係上、ご相談日の予約は余裕をもってお取りください。

### ステップ3 弁護士紹介サービスを利用

弁護士紹介サービス利用希望と、当社へお知らせください。

- 相手方の名前・所在地等の情報が必要となります。**
- 当社から弁護士等へ、保険を利用するにあたっての説明、および保険金請求に必要な書類を手配、ならびに被保険者さまへ弁護士情報をご連絡いたします。
- 被保険者さまにて、直接弁護士へ連絡のうえ、相談日をお決めください。

弁護士事務所等にて、法律相談を実施してください。

被保険者さま

### ステップ4 書類の作成依頼

- 法律相談料（保険金）は、原則、当社より弁護士等へお支払いするフローとなっております。
- ご相談実施後、委任をご希望の場合は、【弁護士費用等見積書】の作成を弁護士等へご依頼ください。

※保険を利用して弁護士等にご相談された場合に、被保険者さまのご納得できる回答や、的確なアドバイスが得られなかったとしても、法律相談料は発生いたしますので、ご注意ください。

当社

### ステップ5 保険金をお支払いいたします

当社が弁護士等から請求書類を受領した後、原則30日以内に請求書記載口座へ保険金をお振込みいたします。

## VII. 弁護士費用等保険金お支払いの流れ

### <委任契約時>

被保険者さま

#### ステップ1 事前のご連絡

※保険ご利用相談ダイヤル 0120-783-308

弁護士費用等保険金をご請求される場合は、**弁護士等と委任契約を結ぶ前に必ず当社へご連絡ください。**

- 委任の希望を弁護士等にお伝えいただき、弁護士等との口頭合意が得られた場合は、「〇〇弁護士へ依頼することを、〇〇弁護士に伝えた」旨、当社へご連絡ください。

当社

#### ステップ2 当社が弁護士費用等見積書を受領し、保険金支払額を決定いたします

- 【弁護士費用等見積書】の作成およびご提出を、当社から事件処理を委任する弁護士等へ依頼いたします。依頼前に弁護士等より提出される場合もありますが、その際には弁護士等へは依頼しません。
- 保険金の支払可否判断の為、被保険者さま、または弁護士等に追加資料の提出を依頼する場合があります。
- 弁護士等にて作成された【弁護士費用等見積書】をもとに、保険金支払額を決定し、当社より被保険者さまおよび弁護士等へ連絡いたします。

弁護士事務所等にて、委任契約を締結してください

当社

#### ステップ3 保険金をお支払いいたします

当社が弁護士等から請求書類を受領した後、原則30日以内に請求書記載口座へ保険金をお振込みいたします。

### <事件終了時>

被保険者さま

#### ステップ1 事件処理が終了したら、被保険者さま、または弁護士等から当社へご連絡ください

- 報酬金および日当、発生した実費をお支払いいたします。
- 事件の結果により追加の着手金が発生し、保険金支払いの対象となる場合があります。

当社

#### ステップ2 保険金支払額を決定し、保険金をお支払いいたします

- 事件終了により、確定した経済的利益を確認できる書類を弁護士等よりご提出いただきます。
- 当社で確認後、保険金支払額を決定し、被保険者さまおよび弁護士等へ連絡します。

#### ステップ3 保険金をお支払いします

当社が弁護士等から請求書類を受領した後、原則30日以内に請求書記載口座へ保険金をお振込みいたします。

## VIII. 請求手続きに関するご注意点

### ◆ 手続き中の主な注意点

- 弁護士等へ法律相談・事件処理の委任が可能です。
- 原則、保険金は当社から弁護士等へのお支払いとなるため、請求手続きは弁護士等が行います。

	状況	注意点
法律相談料 保険金	まだ相談していない、 相談するか検討中の場合	トラブルの原因事故発生から2年経過して一度も法律相談を実施しなかった場合は、保険金をお支払いできなくなる可能性があります。
	法律相談の必要がなくなった、 または保険金請求をしない場合	保険金請求の取下げ手続きが必要なため、当社へ必ずご連絡ください。または、当社からの経過確認連絡の際に、その旨をお申し出ください。
	法律相談済み、未請求の場合	費用発生の翌日から3年経過すると、保険金をお支払いできなくなります。お早目にご請求ください。
	2回目以降の法律相談を希望する場合	1回目の法律相談料の金額によっては、被保険者さまのご負担が発生する場合がありますので、相談前に当社へ必ずご連絡ください。
	弁護士等を決定または変更する場合	決定または変更後の相談実施前に、当社より弁護士等へ請求手続きの説明および必要書類の送付手配が間に合わなかった場合は、被保険者さまにて費用のお立替えが必要となります。
弁護士費用等 保険金	委任後、弁護士等を変更する場合	事件処理を委任した途中で弁護士等を変更する場合、既に当社が着手金対応分の保険金を支払った場合、重複してお支払いすることができません。その場合には被保険者さまのご負担が発生するため、弁護士等を変更する前に当社へご連絡ください。
	示談交渉では解決せずに、 訴訟等へ形態が移行する場合	形態が移行する場合は、その都度弁護士費用等をお支払いいたします。弁護士等から再度見積書の作成提出いただく必要があるため、当社へご連絡ください。
	事件の途中に、保険契約を解約した場合	追加着手金・日当・報酬金等費用の発生時（※）に保険契約が有効でない場合は、保険金をお支払いできません。被保険者さまのご負担となります。（※着手金は委任契約締結時、報酬金は示談書等締結時などのことであり、弁護士から請求を受けた時ではございません。）

## IX.付帯サービスについて

### ◆弁護士直通ダイヤル

- 弁護士から、直接電話で一般的な法制度上の助言や、事案が法律問題にあたるか否かの判断が得られるサービスです。
- 弁護士直通ダイヤルをご利用できるのは、被保険者さまのみとなります。  
質問の内容は、被保険者さま本人、または同居の親族にかかわるものまでご利用いただけます。
- **1回15分、年間20回**までご利用いただけます。  
※年末年始を除く、平日10:00~14:00の時間内でのご利用となります。  
なお、受付時間は13:50までです。
- **複雑な内容、または実際に問題を解決するために必要となる法的助言についてはご回答できないため、正式な面談による法律相談をお勧めいたします。**

### ◆弁護士直通ダイヤルから当社「保険ご利用相談ダイヤル」を案内する場合

- 弁護士直通ダイヤルの担当弁護士が、法的問題と判断し正式な法律相談をお勧めする場合は、その費用について保険金支払の対象となるかどうかの判断のため、当社「保険ご利用相談ダイヤル」の番号をご案内しています。
- **弁護士直通ダイヤルで担当弁護士に相談された内容は、当社に情報連携されません。**  
弁護士による法律的な論点の整理とは異なり、保険金支払可否判断の観点から、当社にて改めて必要事項をお伺いいたします。（詳細は、9ページの「VI.法律相談料保険金お支払いの流れ」をご確認ください。）

### ◆税務相談サービス

- 税務相談サービスは、相続税・譲渡所得・贈与税・確定申告など税金に関するご相談が可能です。
- 相談の初回受付は、メールでの受付となります。
- 相談回答は**1回30分**を目途に、**年間12回**までご利用いただけます。
- 専門家からの回答は、メール・電話のいずれかになります（事前にお客さまのご希望を伺います）。
- 専門家からのご連絡は、3営業日を目途にお待ちください。
- 税務相談の受付は、年末年始を除く、平日10:00~17:00までとなります。
- 同一事案によるご相談は、原則初回の相談のみとなります。
- **無料相談回答（30分）の範囲を超えるご質問や、高度な専門知識を要する相談や面談が必要となるようなご相談には、回答できない場合があります。**

※弁護士直通ダイヤルの電話番号は、被保険者証の裏面に記載しております。

税務相談サービスをご利用希望の場合は、当社コールセンターへお問合せください。

## <お問い合わせ窓口>

保険金請求手続きについては  
保険ご利用相談ダイヤルへ



ナヤミ サラバ

**0120-783-308** (通話料無料)

ご契約内容に関するお問い合わせは  
総合カスタマーセンターへ



ナシトラブル

**0120-741-066** (通話料無料)

受付時間 10:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。

2026年3月版

ミカタ少額短期保険株式会社

〒103-0006東京都中央区日本橋富沢町11-1 富沢町111ビル6階

<https://mikata-ins.co.jp/>

※本冊子の掲載内容は2026年3月現在のものです。